

議案第1号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例

【議案提出担当課：総務課】

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により条項番号が変更されたことから、当該条項番号を引用する条例において、所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

（1）斑鳩町監査委員に関する条例の一部改正（第1条関係）

地方自治法の改正による条文整理等所要の改正

（2）斑鳩町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正（第2条関係）

地方自治法の改正による条文整理等所要の改正

（3）斑鳩町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正（第3条関係）

地方自治法の改正による条文整理等所要の改正

（4）斑鳩町水道事業の設置等に関する条例の一部改正（第4条関係）

地方自治法の改正による条文整理等所要の改正

2. 施行期日

令和6年4月1日から施行します。